

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成18年度夏季重点要求回答交渉
交渉日時 平成18年6月26日(月) 15時10分～17時10分
交渉場所 庁舎8階 大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長
谷口参事 寺島課長 宇野主幹 本城係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計12人

概要	平成18年6月8日付で宇治市職員労働組合から提出のあった「2006年夏季重点要求書」について、別添の回答書のとおり回答した。
組合側の主張	<p>夏季一時金要求をするに当たり、全組合員からの要求アンケート結果に基づき要求書を提出しているが、雇用主としてどのように受け止めているのか。 当局回答で一時金を支給するとすれば、職員平均はどうか。 民間企業での春闘結果及び一時金の状況を踏まえているのか。 この間、一時金の削減・マイナス人勤などで年収が下がっているが、年収についても推移状況のわかる資料をいただきたい。(過去10年) 役職加算の率(5%・10%・15%)は、固定的なものなのか。 成績率は勤務評定とあわせて検討行うことと回答書にはあるが、検討しているのか。</p> <p>給与構造改革について、どの程度の進捗を考えているのか？ 全国で8割程度が導入する中で、宇治市だけが独立独歩でいけるわけではないことは理解している。 賃金ライン問題については歴史的経過を持っている。採用年度によって到達する号級が違うというライン格差の是正をこの間の重点課題とし、平成17年度に一定の格差是正が図られた。次のステップは、賃金ラインをどう引き上げていくのかであった。 給与構造改革に関して、職員の生活を守り、仕事に対し働き甲斐がもてる賃金ラインにすることをはじめ、何点かの確認を当局としてきたが、その経過と立場で対応する必要がある。</p> <p>労働条件も賃金も宇治市当局としての基本スタンスを持つべきであり、対外的にも説明すべきである。 休憩時間を廃止しなければ、何か法律に触れるのか。 人事院規則が変わるといって、市が変える必要も法的根拠も無い。労働条件は国家公務員と適用法令が違うのだから単純に国に準じることは無い。 現状の窓口対応で何か問題があるのか。 8時30分以前でも状況に応じて窓口対応はしている。市役所の勤務時間を変更しなければならない合理的理由や状況があるのか。</p>

当局の主張

6月期の期末勤勉手当について

一般職の平均額 43歳7月 20年勤続 891,551円 1.1%増

うち管理職 55歳3月 32年10月勤続 1,264,972円 1.1%増

うち管理職以外 41歳7月 17年9月勤続 827,242円 1.4%増

夏季一時金の要求は組合員の切実な要求であると思うが、今回の回答以上のことは難しい。

春闘の状況は、

単純平均 410組合 2.13ヵ月 752,721円 1.80%増

連合 加重平均 2437組合 2.40ヵ月 752,549円 3.45%増

経団連 加重平均 大手113社 877,191円 1.85%増

6月期の期末勤勉手当の推移（特別職を除く全職員平均）は、

17年度 総額 881,834円 所得税 80,994円 掛金 92,881円 差引 708,029円

18年度 総額 891,551円 所得税 81,294円 掛金 96,042円 差引 714,215円

役職加算の率は、国の率を準用しているだけであり、任意に変えることは可能である。

給与構造改革は出来るだけ早期に実施したい。

休息時間の法的な取り扱いは、地方公務員法第24条の均衡の原則にあててどうかの判断しかない。